

1 タブレット端末等の導入

- 令和2年3月に諮問された議会改革検討委員会において「議会のICT活用によるペーパーレス化の推進」について検討され、ペーパーレス化を推進するためにタブレット端末等を導入することが答申された。
- この答申を踏まえ、タブレット端末およびファイル管理システム(SideBooks)・グループウェア(サイボウズ)が令和3年11月からの試行を経て令和4年4月から導入された。

【導入の方針】

- 原則として、議会関係資料（議案書、本会議・各委員会・委員会協議会等での配布資料、事務局からの通知文書）は全てペーパーレス化する。

【基本的な活用方法】

- ファイル管理システムを利用した会議における議案書や配布資料の閲覧
- グループウェアを利用したメールの送受信

【それ以外の活用方法】

- インターネットによる資料等の検索
- 庁舎外での調査活動（県内、県外行政調査など）
- 政務活動など

（→ 通信料の1／2 議員負担）

※ 政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動には利用しない。

2 タブレット端末等の概要

(1) タブレット端末 (iPad)

	モデル	台数	通信
議員用	iPad Pro 12.9インチ (第4世代)	45台	Wi-Fi + LTE
事務局用、執行部用	iPad Air 10.9インチ (第4世代)	55台	Wi-Fi

※ 当初は全てiPad Proで調達予定であったが、半導体不足により入札不調となったことから、分離して調達することとなった。

(2) ファイル管理システム (SideBooks)

クラウドを利用したファイル管理システム (SideBooks)により議会関係資料の共有を図り、タブレット端末等を用いて本会議場、委員会室等での審議調査を行う。



※ 議場へのキーボードの持ち込みは不可

(3) グループウェア（サイボウズ）

メールの送受信や資料の共有に利用

＜主な機能一覧＞

機能名	内容
メール	外部との連絡機能 ※事務局・執行部から議員への連絡は、このメールを利用
メッセージ	サイボウズ利用者（議員および会派職員）間の連絡機能
ファイル管理	共有したいデータを登録・ダウンロード等（資料共有機能）
アドレス帳	メールアドレス等の登録機能
ToDoリスト	業務タスクを登録・表示する機能
掲示板	会派内等で共有したい内容をお知らせする機能
スケジュール	スケジュール管理の機能
ユーザー名簿	サイボウズ利用者（議員および会派職員）連絡先等の登録、閲覧機能

3 令和5年度議会改革検討委員会

(1) 検討に至る経緯

タブレット端末等の導入に際して議会改革検討委員会から出された答申の以下の記載を踏まえ、議会改革検討委員会へ諮問され、検討等が行われた。

導入後1年を目途にペーパーレス化の効果等を検証するとともに、タブレット端末等の利用範囲の拡大など更なる活用について検討すること

(2) 経過

時 期	項 目	主 な 内 容
令和5年7月14日	第1回議会改革検討委員会	前回の答申の概要
令和5年8月7日	第2回議会改革検討委員会	タブレット端末の導入に係る効果の検証
令和5年9月20日	第3回議会改革検討委員会	タブレット端末に係る意見照会の集計結果 タブレット端末に係る令和6年度以降の契約
令和5年10月2日	第4回議会改革検討委員会	中間報告案、タブレット端末に係る意見の整理案
令和5年10月30日	中間報告	効果検証および令和9年4月末までの利用
令和5年10月30日	第5回議会改革検討委員会	タブレット端末の更なる活用案の検討
令和5年11月29日	第6回議会改革検討委員会	検討結果報告書案
令和5年12月21日	最終報告	更なる活用案（SideBooksの私有端末での利用）の報告

(3) 検討結果報告書の概要

効果の検証	ペーパーレス化により年間約950万円の経費が削減されるなど、一定の効果があつたと認められた。	
令和6年度以降の契約	保守等に係る契約期間が終了する令和6年度以降も引き続きタブレット端末等を使用することとし、契約期間については、現在のタブレット端末の処分制限期間や議員任期を勘案し、 令和9年4月末まで とする。	
タブレット端末の更なる活用について	SideBooksの私有端末での利用について	必要なセキュリティ対策を講じた上で、 <u>希望者に限り認めることとする。</u> 令和6年3月から実施
	SideBooksのページ通知機能の導入について	説明箇所が分かりやすくなっているとともに習熟度の高まりにより対応できることから、 <u>導入しないこととする。</u>
	議場等へのキーボードの持込みについて	現在のタブレット端末を利用している間は引き続き不可とする。ただし、 <u>令和9年度以降の在り方の検討の際に改めて検討する。</u>

これらの事項以外にも**令和9年度以降のタブレット端末等の在り方について**、タブレット端末等の導入に至る経緯や令和5年度議会改革検討委員会が出された意見を踏まえ、**改めて検討する。**

 **令和6年度の議会改革検討委員会で検討**

4 検討項目等

(1) 検討項目（案）

01 端末

- 調達方法（議会から貸与する、議員が準備するなど）
- 端末形態（タブレット端末、キーボード付きパソコンなど）

02 ファイル管理システム

03 グループウェア

(2) スケジュール（案）

「項目01」検討
(8月～10月)

最終報告案検討
(1月)

「項目02・03」検討
(11月～12月)

**最終報告
(令和6年度中)**